

中野区区政情報の公開に関する条例の改正（案） に盛り込むべき主な項目と考え方

1 区政情報とする範囲の明確化

区政情報の定義に、職員が組織的に用いる情報であることを規定する。

《説明》

■中野区区政情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）では、情報公開の対象となる区政情報を「実施機関（※）の職員が職務上作成し又は入手した情報で、文書等の記録媒体により保管しているもの」と規定していますが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の規定を参考に、区政情報の定義に、職員が組織的に用いる情報であることを加えます。

※実施機関とは

区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会

■このことにより、職員が職務上作成・入手した情報であっても、職員の個人的なメモ等組織的に用いていない情報は情報公開の対象とならないことを明確にします。

2 職員に対する指導や意識の啓発

実施機関は、情報公開条例が一層公正・適正に運用されるよう、職員に対する指導や意識の啓発など必要な措置を講ずるよう努めることを規定する。

《説明》

■職員の情報公開制度に関する研修は個人情報保護制度の研修と併せて、法規や文書管理とともに区の基礎研修として位置付け、毎年実施しています。

■職員が、情報公開制度をより適切に運用していくためには、こうした計画的な研修等を含め、日ごろの指導や意識の啓発が重要であることから、実施機関がそれらに努めることを明確にします。

3 適正な情報公開請求

- 1 区政情報の公開請求をしようとする者は、情報公開条例の目的にのっとり、適正な請求に努めなければならないことを規定する。
- 2 実施機関は、区政情報の公開請求があった場合、その請求内容では情報の特定が難しいときは、公開請求をした者に、請求の補正を求めることができるよう規定する。
- 3 実施機関は、区政情報の公開請求が情報公開条例の目的を逸脱し権利の濫用と認められるときは、その請求を却下することができるよう規定する。

《説明》

■区政情報の公開請求は、区民の知る権利を保障するのみならず、住民自治を推進していく上で擁護すべき区民の権利の一つですが、一方で、情報公開条例の趣旨や目的に沿って正当に行使されるべきものでもあります。

■区政情報の公開請求にあたっては、情報公開条例の目的に沿って適正な請求に努めなければならないことを明確にします。

■情報公開請求書に、公開請求の対象となる文書の特定に必要な記載がされていない場合には、実施機関は、請求者に記載の補正を求めることを明確にします。

■公開請求された区政情報の量が極めて膨大である場合や同一の公開請求を繰り返す場合などは、実施機関は、請求者に情報公開条例の趣旨や目的、事務執行上の支障について説明し、請求情報の分割・一定の条件での抽出の要請などを行うこととなりますが、請求者がこれに応じず、明らかに条例本来の目的を逸脱し権利の濫用と認められるときは、実施機関は、その請求を却下することとしています。

■すでに情報公開条例施行規則第3条の2(平成20年追加改正)では、「条例の本来の目的を逸脱する」ような「権利の濫用」とであると認められる請求をした場合に却下できると定めているところですが、却下という処分性から、情報公開条例で明確にします。

4 非公開情報の限定列举

非公開とする区政情報を、条例上で限定列举する定め方に改める。非公開とする区政情報の内容は次のとおり。

- 1 個人情報または特定の個人を識別できないが、公開することで、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - (1) 法令・条例の規定または慣行として公開することとされている情報
 - (2) 人の生命・健康・生活・財産を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報
 - (3) 公務員等（国家公務員、地方公務員、独立行政法人等の役員・職員、地方独立行政法人の役員・職員）の職務の遂行に関する情報であるときは、当該公務員等の職、氏名、職務遂行の内容（氏名を公開することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合または当該公務員等の権利利益を保護するため、その氏名を公開しないことが必要と認められる場合は、当該公務員等の職、職務遂行の内容）
- 2 法人・団体に関する情報、個人が従事する事業に関する情報で、公開することにより、事業上明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報またはこれらに準じる情報であって公開することが公益上特に必要と認められるものを除く。
 - (1) 人の生命・健康・生活・財産を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報
 - (2) 違法または不当な事業活動による消費生活等の障害から区民の生活を保護するため、公開することが公益上必要と認められる情報
- 3 実施機関の事務に関する次に掲げる情報
 - (1) 審議・検討・国や他の地方公共団体との協議などの意思形成過程に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換・意思決定の中立性が損なわれるおそれ、不当に区民等の間に混乱を生じさせるおそれ、特定の者に不当に利益を与え・不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 監査、検査、取締り、租税の賦課・徴収、契約、交渉、協議、争訟、調査研究、人事管理などの事務に関する情報であって、事務の性質上、公開することにより、区政の公正・適正な執行を著しく妨げるおそれのあるもの
- 4 犯罪の予防等、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報
- 5 法令・条例により公開することができない旨、規定されている情報

《説明》

■情報公開条例では、非公開とする区政情報は「公開できない相当な理由がある場合」とし、情報公開条例運営要綱（以下「条例運営要綱」という。）により、公開できない区政情報の例を示し、制度運営を行ってきました。このことは実施機関の非公開決定に裁量による取り扱いの違いが生じる可能性があるため、情報公開法の規定に準じ、情報公開条例で、非公開情報を情報種別ごとに限定列举する方式に改めます。それに伴い、「個人情報の公開」に関する情報公開条例の条項は削除します。

■個人情報、最大限に保護する必要があるため、原則として非公開とします。ただし個人情報であっても、法令の規定等により公開することとされている情報や個人の権利利益の保護よりも公開することが公益上必要と認められる情報、公務員等に関する個人情報の一部については、例外として非公開情報から除きます。

■法人等の事業活動は、社会的に十分に尊重・保護される必要があるため、正当な事業活動に明らかに不利益を与えると認められる情報は非公開とします。法人等に関する情報であっても、人の生命・健康・生活・財産を保護するため、公益上公開することが必要と認められる情報については、公開することとします。

■実施機関の事務に関する情報には、意思形成過程に関する情報や監査、検査、取締りなどに関する情報があり、そうした情報の中には、公開することで、かえって区民等に混乱を生じさせるおそれのあるもの、特定の者に利益・不利益を及ぼすおそれのあるもの、区政の公正・適正な執行を著しく妨げるおそれのあるものなどがあります。このため、こうした情報については非公開とします。

■公開することで、犯罪発生の未然防止等、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報は、非公開とします。

■法令等の規定により公開することができないと定められている情報は、情報公開条例によっても非公開とします。

5 非公開決定の理由の具体的記載

公開請求を全部非公開あるいは一部非公開とする決定に付記する理由は、できる限り具体的に記載するよう規定する。

《説明》

■決定通知書の理由欄には、非公開情報のいずれの根拠条項に該当するか、または請求された区政情報の不存在や存否応答拒否であることの原因などを、できる限り具体的に付記し、情報公開請求者に、全部非公開・一部非公開とする理由がより分かりやすくなるようにします。

6 第三者保護の手続き

区政情報に載っている第三者（個人・法人等）の権利利益を保護するため、公開決定の前に第三者に対して、意見書を提出する機会と不服申立ての機会を保障する。手続きの内容は次のとおり。

- 1 実施機関は、請求情報に第三者に関する情報が記録されている場合、その情報を公開決定しようとするときは、当該第三者に、関係する情報の内容や実施機関が定める事項を通知し、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている区政情報を公開決定しようとする場合、その情報が、前記「4 非公開情報の限定列举」の「1 ただし書 (2)」または「2 ただし書」に該当するときは、当該第三者に、関係する情報の内容や実施機関が定める事項を書面で通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。
- 3 実施機関は、意見書の提出機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対する意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合、実施機関は、反対意見書を提出した第三者に、公開決定をした旨・その理由・公開を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第三者が行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、速やかに中野区情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その意見を尊重して処理しなければならない。
- 5 上記4により審査会に諮問した実施機関は、請求者及び当該請求情報に関する利害関係者に、その旨を速やかに通知しなければならない。
- 6 上記3は、不服申立ての決定において、第三者の意に反し公開する旨の決定に変更する場合について準用する。

《説明》

■実施機関が第三者の情報を公開決定しようとする場合、その第三者に意見書提出の機会を与えることができることとします。第三者の情報が原則として非公開とする区政情報であって、公益上の理由により公開決定をしようとする場合については、必ず意見書提出の機会を与えなければならないこととします。

■第三者は、不服申立てに併せて、公開決定処分の執行停止の申立てをすることができます。

■こうした第三者保護の手続きは、情報公開法において定められ、他の自治体においても導入が進んでいます。

■中野区においても、条例運営要綱により一定の第三者保護の規定を定めているところですが、情報公開条例において第三者の権利利益のより適正な保護を図っていきます。

7 審査会への資料提出と資料の取扱い

- 1 審査会は、実施機関に対し、公開の可否の決定等に関する区政情報の提出を求めることができ、この場合において、実施機関はこれを拒んではならないことを規定する。
- 2 上記1の場合において、何人も、その提出された区政情報の公開を審査会に求めることができないことを規定する。

《説明》

■実施機関が非公開とした決定に対して、その情報の公開請求者から不服申立てが出された場合、実施機関は審査会に諮問し、意見を聴いて、最終的な公開の可否の決定等を行っています。

■審査会の審査では、不服申立てに関係する資料を実際に検証し、非公開情報が記録されているか、開示範囲が適切かどうかを判断します。こうした審査は、審査会が迅速・適切に意見を取りまとめる上で必要不可欠であるため、当該非公開情報を審査会資料として提出することを実施機関の義務とします。

■審査会に提出された不服申立てに関係する資料は、何人も審査会に対し公開の請求はできないこととします。

8 他の法令等に基づく閲覧等の手続きが一般的に保障された仕組みであることの明確化

他の法令・条例に閲覧等の手続きが定められている区政情報を公開請求の適用から除外している規定について、そうした閲覧等の手続きが一般的に定められているものであることを規定する。

《説明》

■一般的であることを明記することで、他の法令等に定められている閲覧等の手続きが対象者や期間を限定するなど制限的なものではなく、一般的に保障された仕組みである場合にのみ、情報公開請求の適用除外であることを明確にします。